

Connect Dance Studio 会員規約



- 第1条(名称) origin(株) Connect dance studio
- 第2条(所在地) 【minami】 栃木県宇都宮市吉野2-8-39
【shin】 栃木県宇都宮市新町1-2-15
- 第3条(代表者) 岡田 直美
- 第4条(目的) ダンスを通して会員相互の親睦、および、心身の健康維持と増進を目的とします。
また、ダンスの振興に広く貢献するとともに、ダンス技術、理論さらなる向上を目指します。
- 第5条(入会資格) Connect dance company (以下、「本スクール」という)がスクール会員として適当であると認めた方、
また本規約を承認し、入会を希望する方とします。
又、次の場合は入会することができません。
1. 暴力団関係者
2. 本スクールが他の会員に迷惑をかける恐れがある、または、その他好ましくないと判断した方。
3. 医師等により、運動を禁じられている方。
※入会後においても上記事実が判明、発生した場合は直ちに除名できるものとします。
4. 会員定数を超えていた場合、一定期間を経てからとなります。
- 第6条(入会手続き) 本スクールを利用する方は、本規約を承認の上、入会手続きを行い所定の料金を納入し、
当社の承認を得た上、契約をした上で会員にならなければなりません。
また、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。この場合は親権者は本規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 第7条(会員証) 1. 本スクールは入会時、会員に会員証を交付します。
2. 会員証は記名式とします。
3. レッスン受講の際は必ず会員証を提出してください。
4. 会員証は本人のみが使用し、他人に貸与及び譲渡してはなりません。
5. 会員証を紛失、盗難等の際は、速やかに所定の方法で再発行の手続きをしてください。
再発行につきまして、手数料をお支払いいただけます。
- 第8条(諸規則の遵守) 会員は本スクール施設利用に際して、規約および諸規則を厳守しなければなりません。
- 第9条(会員資格の喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。
1. 退会したとき
2. 除籍されたとき
3. 解約したとき
4. 死亡したとき
5. 本スクールを閉業したとき
- 第10条(退会) 会員本人の都合による退会は、本人または親権者が退会希望月の前月末までに申し出るものとし、
書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。
なお、退会手続き後の繰り越し分は無効となります。
また、月謝3カ月間未納の場合は自動退会となり、繰り越し分は無効となります。
- 第11条(除籍) 会員が次の事項に該当すると本スクールが認めた場合は、その会員を除名処分にすることができ、
その時点で会員資格を喪失します。
1. 本スクールの規約および諸規則に違反があった場合。
2. 本スクールの名誉、信用を傷つける行為があった場合。
3. 本スクールの運営を故意に妨害する行為があった場合。
4. レッスン料その他の諸納入を怠り、本スクールより督促を受けてもなお、所定の期日までに
納入されない場合。
5. スクール関係者およびほかの会員に対する営業行為、また不快感を与える行為があった場合。
6. その他、本スクールが不適当と認めた場合。
- 第12条(解約) 本スクールの入会金を払い戻すことにより、随時会員との間の入会契約を解約できます。
- 第13条(責任事項) 1. 本スクールは会員がスタジオ内で生じた人的・物的事故ならびに盗難においては一切損害賠償の責を負いません。
※本スクールに重大な過失がある場合においては、この限りではありません。
2. 本スクールの施設利用に際して、本人または第三者に損害を与えた場合、その利用者が
すべての責を負うものとします。
- 第14条(入会金・諸料金) 1. 入会金は本スクールが別に定める金額とし、一旦支払われた入会金は理由の如何を問わず、これを返還しません。
※第12条を除く
2. 会員は本スクールが定めた諸料金を所定の方法で、指定の期日までに納入しなければなりません。
3. 諸料金の金額、支払時期、支払方法は本スクールがこれを定めます。
4. 利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月までは月謝お支払いが必要となります。
5. 本スクールの運営や管理上必要と判断した場合または、経済情勢等の変動に応じて、会員種別の改廃もしくは
月謝・諸料金等の金額を変更することができ、スタジオ館内掲示板、本スクール公式HPやSNS等において
告示するものとします。
- 第15条(レッスンの繰り越し) レッスンの繰り越しを認められている月謝制会員は(受け放題コースを除く)は、その月の未消化分を翌月に繰り越すことができます。
ただし月謝(1か月分含む)が未納でない方に限ります。繰り越しは月謝会員である限り有効です。
- 第16条(レッスンの追加) 月謝コース(受け放題コースを除く)で契約した回数に追加でレッスンを受講したい場合、追加レッスン料金で受講することができます。
- 第17条(ビジター) 本スクール会員は、会員以外のお客様(以下「ビジター」という)もレッスンを受講いただくことができます。
尚、ビジターは別途定めたレッスン料金をお支払いいただけます。また、ビジターについても会員規約は適用されます。
- 第18条(変更事項の届出) 会員は、住所、連絡先等、入会記載事項に変更があった場合、速やかに届けなければなりません。
- 第19条(休会) 会員本人の都合により、休会を希望する場合は、休会する月の前月末までに書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。
その際、休会手数料をお支払いいただけます。休会手続きが完了されると、未消化分はキープされ、レッスン再開時に使用できます。
ただし、休会中にレッスンを受ける場合はチケット制会員料金が適用されます。
- 第20条(改正) 本スクールが必要と認めた場合、本会則の改訂を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。
- 注意事項 1. 当スタジオ内における、商行為、宗教、政治的な活動等はお断り致します。
2. 当スタジオ内に置いてビデオ、録音、写真撮影等を行う場合、予め許可を受けることとします。
3. 当スタジオ内でのレッスンの妨げになるような練習は禁止します。